

船橋市消防局予防査察規程運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防局予防査察規程(平成29年船橋市消防局訓令第2号。以下「規程」という。)の運用について、必要な事項を定める。

(査察の原則 規程第3条関係)

第2条 規程第3条第2項に規定する「必要があると認めるとき」とは、査察対象物が次のいずれかに該当し、早期是正のため局長が査察を支援する必要があると認める場合をいう。

- (1) 特定防火対象物のうち、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準にしたがって屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該消防用設備等が未設置の場合
 - (2) 建築構造等3項目(建築構造、防火区画、階段)への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるなど危険性・悪質性の高い場合
 - (3) 前各号のほか、人命危険が高いものとして、局長が認める場合
- (局査察員の派遣及び署査察員の派遣 規程第8条及び第9条関係)

第3条 規程第8条第1項に規定する「必要と認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 査察に相当の人数を必要とする場合
 - (2) 違反の調査、改修等の状況を確認するため、局の査察員と共同で査察を実施する必要があると認める場合
 - (3) 査察員の査察技術の向上を目的とする場合
- 2 規程第9条第1項に規定する「必要と認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 査察に相当の人数を必要とする場合
 - (2) 短期間で集中的に査察を実施する場合
 - (3) 法改正等により、調査又は指導を一斉に行う場合
- 3 規程第8条第1項及び規程第9条第1項の査察員の派遣要請は、査察員派遣要請書(第1号様式)により行うものとする。

(査察執行責任者等 規程第10条関係)

第4条 査察執行責任者については、署及び出張所にあつては副署長、分署にあつては分署長の職にある者をもって充て、査察執行副責任者については、署にあつては署長補佐及び副主幹(複数配置されている場合には署長が指定した者)、分署にあつては副分署長、出張所にあつては出張所長の職にある者をもって充て、査察進捗管理者については、署の予防主管係長の職にある者をもって充てるものとする。

- 2 査察執行責任者は、規程及びこの要綱に定めがあるものの他、次に掲げる査察に関する業務を行うものとする。
- (1) 担当区域内の査察全般の執行管理及び査察執行体制の適正化に関すること。
 - (2) 消防OAシステムにおける査察に関するデータ管理の適正化に関すること。
 - (3) 査察執行上の問題等が発生した場合の解決策に関すること。
 - (4) その他査察執行上必要な事項に関すること。
- 3 査察執行副責任者は、査察執行責任者の行う査察に関する業務の補佐及び査察執行責任者が不在時におけるその代行に関する業務を行うものとする。
- 4 査察進捗管理者は次に掲げる業務を行うほか、査察執行責任者の業務を補佐するものとする。

- (1) 規程第 23 条に規定する確認検査をはじめとした継続的な査察に係る進捗管理に関すること。
- (2) 署と局との査察における情報共有に関すること。

(立入検査の種別 規程第 12 条関係)

第 5 条 特別検査を行う場合の「特別な事由」とは、次に掲げる事由が該当する。

- (1) 次に掲げる社会的影響が大きい火災又は特異な火災が発生した場合で、本市に存する同形態の査察対象物に対して立入検査を実施する必要があると認める場合
 - ア 専用住宅以外の火災で、複数の死傷者が発生したもの
 - イ 防火管理上又は法令上の不備が、火災発生又は被害拡大の要件になっているもの
 - ウ 放火により発生した火災で、放火火災防止対策の強化が必要なもの
 - エ 報道で大きく取り上げられたもの
 - オ 総務省消防庁から、緊急点検等を実施すべき通知が示されたもの
 - カ 同様の火災発生防止上の観点から、局長又は署長が必要であると認めたもの
- (2) 他の行政機関から通知又は要請等を受け、火災予防の観点から立入検査を実施する必要があると認める場合
- (3) その他火災予防上特に必要があると認める場合

(立入検査時の留意事項 規程第 14 条関係)

第 6 条 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避する者がある場合の対応要領については、次のとおりとする。

- (1) その理由が正当か否かにかかわらず強行することはできないので、一旦立入検査を中止するものとする。
 - (2) 相手方に正当な理由がある場合には、立入検査の実施時期等に関する打ち合わせを行い、後日改めて立入検査に出向すること。なお、正当な理由とは次のような理由が該当する。
 - ア 関係者の承諾を得なければならない場合においてこれを怠った場合
 - イ 関係のある者から証票の提示を求められたにもかかわらず、査察員が提示しなかった場合
 - ウ 関係者の一方的事情による理由であっても、社会通念上妥当性を有していると認められた場合
 - (3) 上司への報告は、査察執行責任者に対して行うものとし、報告を受けた査察執行責任者は、次の事項について調査を行うものとする。
 - ア 関係のある者の特定
 - イ 関係のある者の立入検査忌避等の理由
 - ウ 査察員による立入検査要旨の説明内容なお、査察執行責任者は、調査結果等により、必要に応じて署長に報告するものとする。
 - (4) 相手方から脅迫等を受けた場合には、速やかに査察執行責任者等に連絡を行うこと。なお、危害を加えられた場合など緊急の場合には、警察に通報するなど適切な措置を講ずるとともに証拠の確保を図るものとする。
- 2 関係のある者の立会いを求める場合には、事前連絡を行うものとする。ただし、次に掲げる検査事項及び当該検査事項を主眼とする立入検査を行う場合で必要がある場合には、事前連絡を行わないものとする。
- (1) 避難施設等の管理状況の検査

(2) 危険物製造所等における危険物取扱者の立会い状況の検査

3 関係のある者の立会いを求めても協力を得られない場合であっても、原則として立入検査を実施するものとする。この場合、敷地及び防火対象物の共用部分の維持管理状況等を重点とした立入検査を実施し、専用部分については関係のある者の承諾を得られた部分についてのみ立入検査を実施するものとする。

(執行方針及び立入検査計画 規程第 16 条関係)

第 7 条 署長は、年間立入検査計画の策定にあたり、査察執行責任者に執行方針に基づく署所ごとの年間立入検査計画を策定させるものとする。

2 署長は、査察執行責任者に年間立入検査計画に基づく署所ごとの月間立入検査計画を月間立入検査計画表により策定させるものとする。

(検査事項 規程第 18 条関係)

第 8 条 検査事項は、査察対象物の実態に応じて、次に掲げるものとする。

(1) 建築物その他の工作物及び舟車

(2) 消防用設備等及び特殊消防用設備等

(3) 火を使用する設備又は火を使用する器具

(4) 危険物、少量危険物又は指定可燃物

(5) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質

(6) 防災物品

(7) 避難施設及び防火設備

(8) 防火管理者、統括防火管理者、危険物保安監督者又は危険物取扱者等の選任状況及び業務実施状況

(9) 防火対象物、消防用設備等又は危険物製造所等の定期点検の実施状況

(10) 防火管理に係る消防計画、全体についての防火管理に係る消防計画、又は予防規程の状況

(11) その他火災予防上必要と認める事項

(12) 法第 36 条に規定する防災管理に関する事項

2 立入検査は、査察対象物の全般にわたって、前項に掲げる事項のうち該当する検査事項すべてについて行うことを原則とする。ただし、事前検討及び現地での関係図書等の確認結果等から判断して支障がない場合には、査察対象物の階層、用途等の範囲を限定して行う検査(以下「部分検査」という。)又は前項の検査事項を限定して行う検査(以下「重点検査」という。)を実施するなど立入検査の効率化に努めるものとする。

3 共同住宅(複合用途防火対象物に存する当該部分を含む。)の立入検査にあっては、共用部分を重点に実施するものとし、個人住居の部分については、特に緊急の必要がある場合以外は行わないものとする。

(査察対象物台帳の整理 規程第 19 条関係)

第 9 条 査察対象物台帳(以下「査察台帳」という。)として編集し、整理しなければならない当該査察対象物に関する資料等は、別記第 1 のとおりとする。

2 査察台帳は、原則として一の査察対象物を一単位として編集し、整理するものとする。ただし、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)第 2 条の規定により一の対象物とみなされる場合においては、同一敷地内にある対象物全体を一単位として編集し、整理するものとする。

3 管理権原が分かれている査察対象物で、管理権原者ごとに整理する必要がある資料等

(防火管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書等)にあっては、管理権原者ごとに、また、令第2条の規定により一の防火対象物とみなされる対象物で、棟ごとに整理する必要のある資料等(消防用設備等の着工届出書、消防用設備等の工事計画届出書及び消防用設備設置届出書等)にあっては棟ごとに編集し、整理するものとする。

(立入検査結果の報告 規程第20条関係)

第10条 規程第20条に規定する「速やかに」とは立入検査を実施した日から14日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内をいう。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 立入検査において用途変更や大規模な改修等を確認した事に伴い、指導事項の精査等に相当の時間を要する場合

(2) 前号のほか、出張所における決裁等で相当の時間を要する場合

(立入検査結果の通知 規程第21条関係)

第10条の2 立入検査結果通知書については、査察対象物の関係者から求めがあった場合又は査察対象物の管理形態等から判断して必要と認めた場合は、不備欠陥事項の改修等の履行義務者となりうる管理権原者ごとに複数作成し、交付するものとする。

2 重点検査又は部分検査を行った場合には、限定して行った検査の内容を立入検査結果通知書に記載するものとする。

3 不備欠陥事項が無い場合又は軽微な場合は、立入検査結果通知書(規程第4号様式(その2))を現場にて交付することができるものとする。

(立入検査の立会者 規程第20条及び第21条関係)

第10条の3 立入検査結果報告書及び立入検査結果通知書の立会者欄には、規程第14条第2号に基づき立会いを求め、現に立ち会った関係者の職氏名を記載するものとする。ただし、第6条第2項各号に掲げる立入検査の場合は空欄とし、第6条第3項により立会いの協力が得られずに立入検査を実施した場合は、事前連絡をした関係者の職氏名を記載したうえで、立会いを伴わない検査である旨をその理由とともに明記するものとする。

(改修等の報告 規程第22条関係)

第11条 改修等報告書は、立入検査結果通知の交付に合わせて配付するものとする。

2 改修等報告書の提出期限は、原則として通知の日から14日(船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内とする。なお、不備欠陥事項の状況に応じて弾力的な運用を図るものとする。

3 改修等の計画が、社会通念上及び火災予防上妥当と認められない場合は、受付時提出者に対して適切な指導を行うものとする。

(確認検査 規程第23条関係)

第12条 規程第23条に規定する確認検査については、原則として立入検査結果通知書の交付は行わず、改修が不完全な場合又は改修等の状況を確認できない場合には、違反処理基準に示す措置をとるものとする。ただし、不備欠陥事項が未改修であった場合等で違反処理への移行等を留保する必要がある場合には、再度立入検査結果通知書を交付するなど弾力的な運用を図るものとする。

2 危険物保安監督者等の選任(解任)届出書、防火管理者の選任(解任)届出書及び消防用設備等点検結果報告書等の届出書類の提出又は是正状況に関する写真提出等により改修等の状況が確認できる不備欠陥事項については、確認検査を省略できるものとする。

(関係行政機関との連携 規程第24条関係)

- 第 13 条 関係行政機関等への通知は、法令に適合しない防火対象物について(通知)(第 2 号様式)により行うものとする。
- 2 関係行政機関への照会は、火災予防関係事項照会書(第 3 号様式)により行うものとする。
(資料の受領及び保管 規程第 26 条関係)
- 第 14 条 関係者の任意により資料が提出された場合で、関係者が当該資料の所有権の放棄する旨の意思表示をしない場合には、資料提出書を提出させるものとする。
(違反処理基準の適用等 規程第 31 条関係)
- 第 15 条 違反処理基準は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。
- 2 違反処理基準の運用は、次によるものとする。
- (1) 提出期限までに改修等報告書の提出がなく、かつ、具体的な是正意思が認められない場合又は改修等報告書が提出された場合であっても、改修等報告書に定める改修等の年月日までに改修完了の見込みがない場合は、速やかに違反処理基準に示す措置をとるものとする。
 - (2) 違反処理基準に該当し、改修等報告書の提出をまって措置することが適さない事案については、立入検査等の終了時までには是正されない場合には、速やかに違反処理基準に示す措置をとるものとする。
 - (3) 同種の違反の繰り返し(以下「繰り返し違反」という。)については、立入検査等の終了時までには是正されない場合には、速やかに違反処理基準に示す措置をとるものとする。
 - (4) 同一対象物に複数の違反が存する場合で、その一部が違反処理に移行するときは、他の違反も当該措置に併せて行うものとする。
- 3 規程第 31 条第 2 項に規定する「特異な違反事案の処理の場合」とは、次に掲げる場合をいい、違反処理を留保するものとする。なお、留保した場合は、違反内容の危険性に対応した安全対策措置を講じさせるとともに、その事実を記録しておくものとする。また、安全対策措置は、個々の事案ごとに検討し、署長が認めるものであること。
- (1) 都市計画に基づく工事が具体化し、建物の移転、改築が予定されている場合
 - (2) 老朽等による建物の取壊し及び跡地利用が具体化している場合
 - (3) 民事係争事案のうち、当事者の権利関係が未確定であるため、名あて人の特定が不能又は困難である場合
 - (4) その他社会通念上妥当と思われる理由がある場合
- 4 規程第 31 条第 3 項に規定する「違反処理基準の違反内容に該当しない違反事案であっても、火災予防上必要と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
- (1) 違反に伴い火災等の災害を発生させ、又は延焼拡大させた場合
 - (2) 消防用設備等の不適正な維持管理及び違反に伴う事故等が発生した場合
 - (3) 繰り返し違反を発生させる等違反の内容が悪質な場合
 - (4) その他行政上措置をすることが適当と認められる場合
- (違反の調査等 規程第 32 条及び第 34 条関係)
- 第 16 条 違反処理が必要な違反を発見し又は聞知した場合は、査察執行責任者を介し口頭により署長に報告するものとする。
- 2 違反の調査は、違反処理への移行を検討するうえで、立入検査結果、その他既に把握した事実関係の内容に不足が生じた場合又は違反事案に係る火災等が発生した場合に行うものとする。
- 3 調査を命じられた査察員は、違反に係る事実を確認、把握するとともに、関係者、違反

行為者等人的関係及び周囲の状況等の事実関係並びに社会的な影響を明らかにするものとする。この場合、調査にあつては、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 適正かつ公平な調査を旨とし厳正な態度で臨むこと。
 - (2) 関係者等の民事上の紛争には関与しないこと。
 - (3) 違反事実の確定には、査察対象物の用途、構造、規模、収容人員等の確認と併せて、増改築、用途変更等の年月日の把握を的確に行うこと。
 - (4) 違反者の特定にあつては、義務のない者を違反処理の客体としないこと。
 - (5) 資料の収集にあつては、法第4条第1項及び法第16条の5第1項に基づく資料提出命令、報告徴収等の権限を有効に活用すること。
 - (6) 違反事実の証拠保全のため、写真を積極的に活用し、必要に応じて実況見分調書(第4号様式)を作成すること。
 - (7) 違反者又は目撃者等の参考人に対する質問調書(第5号様式)を作成する場合は、早期に行うこと。
 - (8) 違反の確定に必要な場合は、関係行政機関への照会のほか関係資料の閲覧若しくは交付又は協力を求めること。
- 4 調査を行った査察員は、速やかに次の要領により署長に報告するものとする。
- (1) 火災予防上猶予できないものについては、口頭で報告し、後に違反調査報告書により報告すること。
 - (2) 略式の代執行を行った事案については、火災予防措置報告書(規程第16号様式)により報告すること。なお、違反処理の区分欄に措置内容を記載すること。
- 5 違反調査報告書を作成する際は次の事項に留意すること。
- (1) 違反者欄の住所、氏名(法人名)等については、住民票、商業登記簿謄本等により確認し記載すること。
 - (2) 違反概要欄については、違反に至った経過・背景、関係者の動向及び違反内容を簡潔に記載するとともに、その確認方法を記載すること。
 - (3) 経過欄については、違反事項に関する立入検査及び違反処理を行った日時、区分及び指導内容を明記するとともに、立入検査結果通知書、警告書等の写しを添付すること。
 - (4) 意見欄については、今後どのような方針で違反処理を行うべきかの意見を、過去の指導経過、違反の重大性に関する評価、関係者の内部事情等の理由を付して記載すること。
 - (5) 参考事項欄については、違反処理を行ううえで参考となる事項を記載し、当該参考事項に係る資料がある場合には、これを添付すること。
 - (6) 違反調査報告書には、函面その他の関係資料の他、必要に応じて実況見分調書、質問調書及び現場写真を貼付すること。
- 6 実況見分調書等の作成要領については、次のとおりとする。
- (1) 違反の調査に際し、実況見分調書の作成が必要な場合の留意事項は別記第2のとおりとする。
 - (2) 違反の調査に際し、質問調書の作成が必要な場合の留意事項は別記第3のとおりとする。
 - (3) 前各号に掲げる調書等で、記載事項が多い場合には、第5号様式(その2)を使用すること。
- 7 必要に応じて、違反の調査に併せて対象物全体の不備欠陥事項等を把握し、関係者に立

入検査結果通知書等を交付するものとする。

(警告及び命令 規程第 33 条及び第 36 条関係)

第 17 条 警告又は命令にあつては、その履行義務者を確認し、履行義務のない者を名あて人とする事のないように留意すること。

2 違反事実の確認は、次の各号に留意して行い、法令の適用を誤らないこと。

- (1) 違反対象物の新築又は増改築等の年月日の確認
- (2) 違反対象物の用途、構造、規模、収容人員等の確認
- (3) 遡及規定、緩和規定等の有無及び関係法令との関連の有無の確認

3 規程第 33 条第 2 項に規定する「再発防止を図るための警告」とは、関係者に対して違反処理基準に該当する事案の違反内容を告知するとともに、将来にわたつての繰返し違反等を戒めることを内容とし、再発防止を意図とした書面又は始末書等を徴収するものとする。

4 警告又は命令事項の内容は、法令の規制範囲を逸脱しないこと。

5 警告及び命令の履行期限は、次のとおりとする。

- (1) 警告及び命令の履行期限は、社会通念上及び火災予防上の見地から判断し、履行可能で、かつ、妥当なものとする事。
- (2) 警告から命令に移行する場合は、警告における履行期限をしんしゃくすることなく命令の履行期限を決定すること。

6 命令(処分)の理由となる事実を具体的に記載すること。

7 文字の訂正等は、次のとおりとする。

- (1) 記載された文字は、原則として訂正又は改変しないこと。
- (2) 警告書又は命令書が 2 葉以上にわたる場合は、その一体性を証するため公印で割り印すること。

8 口頭による命令は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 火災予防上猶予できないと認めた場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認めた場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないとき。
- (2) 公共の安全の維持又は災害発生防止のために緊急に危険物製造所等の使用の一時停止又は使用制限を行う必要があると認めたとき。

(局長及び署長以外の消防吏員による命令 規程第 37 条関係)

第 18 条 局長及び署長以外の消防吏員による命令を発動する場合は、原則として、命令書を現場で作成し、交付するものとする。

(聴聞又は弁明に係る命令等の決定 規程第 38 条及び第 48 条関係)

第 19 条 聴聞又は弁明に係る命令等の決定は、聴聞又は弁明の結果を十分しんしゃくして行うものとする。

2 聴聞又は弁明に係る調査書は、次の区分に応じたものとする。

- (1) 聴聞に係る調査書は、聴聞に係る調査書(第 6 号様式)により処理するものとする。
- (2) 弁明に係る調査書は、弁明に係る調査書(第 7 号様式)により処理するものとする。

(催告 規程第 39 条関係)

第 20 条 催告書は、命令事項の履行促進を図るものであり、催告する時期は、履行期限が経過した後、又は使用停止命令等が履行されていない場合に速やかに行うものとする。

(命令の解除 規程第 40 条関係)

第 21 条 命令の解除にあつては、消防用設備等の維持管理状況、危険物施設の保安管理状況及び災害発生時の対応等について総合的に判断するとともに、防火管理業務の適正

化、公共の安全の維持状況等を見極め措置するよう留意すること。

(命令の速報等 規程第 41 条関係)

第 22 条 規程第 41 条第 4 項に基づく命令の速報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 命令の日時
- (2) 命令の名あて人
- (3) 命令に係る移動タンク貯蔵所の設置又は変更の許可番号
- (4) 違反事実及び違反条項
- (5) 命令事項及び根拠法条
- (6) 命令の履行状況
- (7) その他必要と認める事項

2 法第 16 条の 3 第 4 項の規定による命令を行った場合にあっては、前項に準じ、許可を行った市町村長等又は常置場所を管轄する船橋市の他の署長に速報するものとする。

(公示 規程第 42 条関係)

第 23 条 標識(第 8 号様式)は、次に掲げる方法により当該査察対象物の部外者が利用する全ての出入口付近で、利用する者にとって見やすい場所に設置するものとする。なお、移動タンク貯蔵所にあつては、車両の前後又は側面の見やすい箇所に設置するものとする。

- (1) 査察対象物の管理について権原が分かれている場合は、命令を受けた管理権原者の管理する部分の出入口にも標識を設置するものとする。
- (2) 標識の設置は、複数の職員で行うこと。
- (3) 暴行若しくは脅迫を受け、標識の設置を拒み若しくは妨げられた場合又は設置した標識を損壊された場合については、直ちに所轄警察署に告発する等必要な措置を講ずること。

(公示の期間 規程第 43 条関係)

第 24 条 命令事項の履行により命令の効力が消滅した場合、又は一部の違反事項が是正され、又は代替措置等が講じられたことにより火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合(命令を解除する場合は、公示の撤去を行うものとする。

(許可の取消し及び解任命令 規程第 44 条及び第 46 条関係)

第 25 条 許可取消書の交付は、次によること。

- (1) 当該危険物製造所等の違反が是正されていないことを確認したうえで、許可取消書を交付すること。
- (2) 許可取消書を交付する前に違反が是正されたときは、許可取消書を交付しないものとする。

2 許可取消書を交付したときは、危険物の除去状況を速やかに確認すること。

3 解任命令書の交付は、第 1 項に準じて行うこと。

(特例認定の取消し 規程第 45 条関係)

第 26 条 署長は、特例認定の取消しの決定を行ったときは、違反が是正された場合においても特例認定取消書を交付するものとする。

(告発 規程第 50 条関係)

第 27 条 違反の立証内容等について告発先と十分協議し、法的問題を検討すること。

2 告発書の内容や添付書類(違反調査報告書、質問調書等)の要否について、あらかじめ捜

査機関と協議すること。

- 3 告発基準は、別表第3のとおりとする。
- 4 告発書の作成要領は、別記第4のとおりとする。

(告発の留保 規程第51条関係)

第28条 規程第51条に規定する告発留保理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 違反事実の立証ができない場合
- (2) 違反者の特定ができない場合
- (3) その他、告発留保が妥当と判断される場合

(過料事件の通知 規程第52条関係)

第29条 過料事件の通知の手続きを行う事案は、法第8条の2の3第5項又は法第17条の2の3第4項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項に規定する届出を3か月以上怠っている場合とする。

2 地方裁判所への通知は次のうち違反事実を明確にすることができる文書を必要に応じて添付すること。

- (1) 法第8条の2の3第2項(法第36条第1項において準用する場合を含む)又は法第17条の2の2第1項に規定する申請書
- (2) 賃貸借、譲渡等の契約書
- (3) 登記事項証明書
- (4) 住民票
- (5) 質問調書
- (6) その他管理権原者が変更した事実を明確に示す文書

(代執行及び略式の代執行 規程第53条～第55条関係)

第30条 代執行又は略式の代執行を行う場合においては、物件を除去する必要があると認めるときは、当該物件の名称又は種類、形状、数量等を勘案し、保管に適する場所を選定のうえ除去し、物件を保管するときは、次の各号に留意して行うものとする。ただし、物件の状況からみて保管することが困難な場合は、売却しその代金を保管するものとする。

- (1) 物件の滅失及びき損の防止
- (2) 盗難の防止
- (3) 危険物又は燃焼のおそれのある物件については、火災等の発生防止

2 保管場所の選定にあたっては、危険物等で保管上の規制を受けるもの又は保管に相当の場所を確保する必要があるものは、除去物件の状態に応じた場所を保管場所として決定するとともに、当該保管場所については、民間の賃貸倉庫等をあらかじめ調査し、除去に際して支障のないようにするものとする。

3 除去作業に要する人員、方法等については、除去すべき物件の種類、数量等から勘案して定めるものとする。

4 除去作業中に所有者、管理者又は占有者で権原を有する者(以下「所有者等」という。)であると主張する者が現れた場合は、作業を中止し、質問等により当該物件の所有者等であることが確認されたときには、物件の除去等の必要な措置を取らせるものとする。

5 所有者等であることを主張する者の確認にあつては、物件の存置場所、存置理由その他当該物件との関連について質問し、その旨を録取するものとする。

6 所有者等であることを主張する者から保管物件の返還を求められた場合は、当該物件の所有者等であることを証するに足りる書類等の提示を求め、権利の存否を確認するとと

もに、次の各号の定めるところにより、それぞれの書類を提出させるものとする。

(1) 返還を求められた場合において物件が保管されているときは、保管物件返還請求書(第9号様式)

(2) 返還を求められた場合において物件が売却されているときは、売却代金返還請求書(第10号様式)

7 前項の所有者等であることを証するに足りる書類等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 所有者等が本人の場合は、本人の住民票及び住所、氏名等を証明できる書類

(2) 所有者等が代理人の場合は、所有者等の委任状、住民票、印鑑証明及び代理人の身分証明書

(代執行 規程第53条関係)

第31条 代執行執行責任者は、複数の者を指定すること。

2 警察官等中立な立場にある第三者を立会人とする。

3 物件を除去する際には、調書を作成すること。その場合、立会人の立会いのもとに行い、各動産の位置、数量を確認し、図面を作成しておくこと。

4 代執行を行う場合は、作業の内容、規模等から、第三者に作業を行わせる方法を選択することができる。

(略式の代執行 規程第54条関係)

第32条 署長は、第30条の規定により物件を保管したときは、保管物件公告(第11号様式)を同日に管轄する消防署の掲示板に掲示するとともに、保管物件一覧簿(第12号様式)を作成して、随時関係者が閲覧できるようにしておくものとする。

2 署長は、前項の規定により公示した場合において、公示の日から起算して14日を経過してもなお保管した物件(以下「保管物件」という。)の所有者等を確知することができないときは、公示の要旨を新聞紙上等に登載するものとする。

3 署長は、法第3条第3項及び法第5条の3第4項において準用する災対法第64条第5項の規定に基づき、物件の除去及び保管に要した費用があるときは、占有者等又は所有権を放棄した者に対し、保管費用等納付命令書(第13号様式)を発することにより、当該費用を徴収するものとする。

4 署長は、災害対策基本法(昭和39年法律第223号)第64条第6項の規定により公示から6ヶ月を経過した保管物件については、財務関係規定の定めるところにより適正な処分を行うものとする。

(事前の公告 規程第56条関係)

第33条 事前に公告する場合の期限は、2週間とする。

2 公告は、公告書(第14号様式)により行うものとする。

3 公告する場所は、当該査察対象物並びに管轄する消防署の掲示板とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1

査察対象物に関する資料

	名 称	編集し、整理する図書等			備 考
		届出書等	添付図書	その他	
防火・防災管理関係等	防火・防災管理者選任(解任)届出書	○	○	原本	最新のもの
	防火・防災管理に係る消防計画作成(変更)届出書	○	○	〃	〃
	統括防火・防災管理者選任(解任)届出書	○	○	〃	〃
	全体についての消防計画作成(変更)届出書	○	○	〃	〃
	防火対象物点検・防災管理点検結果報告書	○	○	〃	〃
	管理権原者変更届出書	○	○	〃	〃
	消防訓練実施届出書	○	○	〃	〃
	自衛消防組織設置(変更)届出書	○	○	〃	〃
建物・消防設備関係	防火対象物使用開始(変更)届出書	○	○	原本	最新のもの
	工事整備対象設備着工届出書	○		〃	着工届のないものは設置届の写し
	消防用設備等の工事計画届出書	○	案内図等の重複する図面については、使用開始届出書等による整理で足りる。	〃	
	消防用設備等特例適用願出書	○		写し	
	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	○		原本	最新のもの
危険物等	許可証・完成検査済証等	○		写し	
	許可申請書	○	配置図	〃	
	予防規程	○		〃	最新のもの
	少量危険物貯蔵取扱い届出書	○	○	原本	
	指定可燃物貯蔵取扱い届出書	○	○	〃	
	圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始届出書	○	○	〃	
その他	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	○	○	原本	最新のもの
	変電設備等設置届出書	○	○	〃	〃
	通報承認申請	○	○	〃	
	その他、必要と認めるもの	○	○	〃	

別記第2

実況見分調書作成上の留意事項

1 記載事項

- (1) 形式的な項目
 - ① 実況見分した対象物
 - ② 実況見分の日時
 - ③ 調書の作成者等
 - ④ 実況見分の目的
 - ⑤ 実況見分の立会者
- (2) 実況見分の内容
 - ① 現場の位置及び周囲の状況
 - ② 現場の状況
 - ③ 収去物件及び収去方法
 - ④ 関係者の指示説明
- (3) その他
 - ① 図面、写真その他必要な資料

2 記載上の留意事項

- (1) 対象物欄

実況見分した防火対象物の所在地、名称及び用途を記載すること。なお、見分の対象が物（車両を含む。）であるときは、その存する場所又は見分した場所も記載すること。
- (2) 実況見分の目的欄

「消防法令違反に係る事実の確認のため」、「消防法令に係る証拠保全のため」等実況見分の目的を簡潔に記載すること。
- (3) 実況見分日時欄

実際に実況見分を開始した日時と終了した日時を記載し、実況見分を日没や降雨等、やむを得ない理由で中断した場合は、その理由と中断した時間（時刻）を記載すること。
- (4) 実況見分立会者欄

実況見分に立ち会った関係者等の住所、職業、氏名及び年齢を記載するほか、「占有者」、「防火管理者」等その立会者がどのような資格等で立ち会ったのかを記載すること。この場合、立会者が複数にわたるときは、個々に記載すること。

(5) 実況見分の内容

次に掲げる事項に留意するとともに、見分した事実と違反に係る適用法条との関連を十分に考慮し、重要な部分は詳細に、その他の部分は簡明に記載すること。

ア 事実在即し、ありのままを記載し、必要以外の修飾語を用いないこと。

イ 意見や推測を記載しないこと。ただし、見分の場所において、見分者の直接見たもの、触れたもの及び嗅いだもの自体についての判断を記載することは差し支えない。

また、立会者の説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができること。

ウ 関係者の指示説明は、見分した場所又は見分した物の位置、方向、形状等を客観的に指示説明する範囲のものに限って記載すること。なお、見分者の質問内容は記載する必要はない。

(6) 図面、写真等

ア 図面

(ア) 地形、地上などの表示は国土地理院の地形図式を、建築物等の図面は一般的に用いられる製図記号を用いるとともに、必要に応じ説明書を加えること。

(イ) 正確な尺度に基づき作図すること。

イ 写真

(ア) 写真の信ぴょう性を確保するため、関係者の立会いを求めるとともに、努めて立会者の立会状況を撮影すること。

(イ) 撮影者の位置と方向を写真撮影位置図に明示すること。

(ウ) 拡大写真を撮影する場合は、被写体の位置と方向が判断できる全体的写真も撮影しておくこと。

(エ) 危険物等を収去する場合は、その状況を必ず撮影すること。

(オ) 危険物等の数量の特定を行う場合は、品名又は種類別に取りまとめ、かつ、必要に応じてホワイトボード等に品名、数量等の表示を付する等して写真で数量が判断できるように工夫すること。

(カ) 違反事実の特定に重要な部分の寸法の測定にあたっては、メジャーを当てた写真を撮影すること。

(キ) 撮影を拒否された場合は強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完すること。

(7) その他

ア 調書が二葉以上にわたるときは、毎葉に作成者の割印をすること。

イ 図面作成者、写真撮影者の見分補助者が別にいる場合は、その者の階級、氏名を、作成した図面数、貼付した写真数とともに記載すること。

質問調書作成上の留意事項

1 一般的留意事項

質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして、次の事項に留意し作成すること。

- (1) 質問調書を作成する権限は、調査を命じられた査察員にあるものであること。
- (2) 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておくこと。
- (3) 質問に対する供述は要約し順序だててまとめること。
- (4) 供述内容が異なるごとに項を分けて追番号で区分して記載すること。
- (5) 事実の供述と伝聞の供述は同一項に記載しないこと。
- (6) 任意性を高めるため、否定した事実も記載すること。
- (7) 不十分な供述又は矛盾する供述には、補完質問をして事実関係の特定に努めること。
- (8) 当人の供述内容又は他の者の供述内容との間に矛盾があれば追求すること。
- (9) 共謀関係の立証に係る録取にあたっては、抽象的な指示、回答に係る表現の記載にとどまることなく、共同実行の意思に関する構成要件を補足する「具体的内心」についても録取し記載すること。

2 質問事項

(1) 違反者に対するもの

ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等

イ 違反の構成要件事実

(例) 法第17条の4第1項命令違反の場合

法第17条第1項違反の事実、命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。

ウ 違反に至った経緯

エ 違反事実の認識

オ 違反に伴う危険性の認識

カ 違反を是正しない理由

キ 違反を行ったことについての反省

ク その他必要と認める事項

(2) 法人の関係者に対するもの

- ア 業務内容
 - イ 関係者の地位及び職務内容
 - ウ 業務内容と違反との関係
 - エ 違反と監督責任
 - オ その他必要と認める事項
- (3) 第三者に対するもの
- ア 違反者との関係
 - イ 違反の状況
 - ウ 危険性の認識
 - エ その他必要と認める事項

3 記載上の留意事項

(1) 録取内容の確認等

- ア 作成した質問調書は、被質問者にその内容を閲覧させるか、又は読み聞かせ、誤りがあるか否かを確認すること。
- イ 誤りがないことの申立てがあつた場合には被質問者の署名、押印を求め、調書の末尾に「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りがないことを申し立て、署名した。」旨記載し、さらに調書の作成年月日及び録取者の所属、階級、氏名を記載すること。
- ウ 被質問者の署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りがないことを申し立てたが、(拒否の理由) 署名は拒否した。」旨記載すること。

(2) ワープロ等を使用して質問調書を作成する場合の留意事項

- ア 被質問者の署名は、必ず自署させること。
- イ ワープロ等で対応できない文字は、空白にしたまま印字し、後で手書きし、正確な文字を記載すること。この場合、手書きした文字には、訂正印を押印したり、加入字の数を欄外に記載する必要はないこと。
- ウ 質問調書を謄本(抄)化する場合は、必ず原本から作成すること。
- エ ワープロ等の漢字変換機能を過信せず、作成後の点検を慎重に行い、誤字・当て字・脱字等を発見した場合は訂正すること。なお、被質問者に読み聞かせ、あるいは閲覧させている最中に誤字等を発見した場合は手書きで訂正すること。
- オ 作成した文書のデータは外部に流出しないように管理・保管を厳重に行うこと。
- カ 質問調書の作成は、被質問者の面前で行い、印字した調書そのものにより録取内容を被質問者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- キ 質問調書の編てつ及び毎葉の割印についても被質問者の面前で行うこと。
- ク 被質問者が内容の訂正を申し出た場合には、手書きにより所要の訂正を行うこと。

ケ 奥書は手書きで行うこと。

(3) その他

ア 調書が二葉以上にわたるときは、毎葉に作成者の割印をすること。

別記第4

告発書作成上の留意事項

1 一般的留意事項

- (1) 告発は、犯罪事実の構成要件に照応する証拠資料及び犯罪の情状等の認定資料を収集整備した上で行うこと。
- (2) 火災予防に関連する消防法令違反は、犯罪終了後、3年又は5年で公訴時効となるものであること。
- (3) 両罰規定を適用して業務主を告発する場合は、告発者側において当該業務主の監督責任を立証する必要がないものであること。
- (4) 添付資料が謄本の場合は、当該資料が謄本である旨の作成者の認証を要するものであること。

2 記載上の留意事項

(1) 被告発人

ア 法人の場合は、本店（本社）所在地（違反对象物等が本店所在地と異なるときは、下段に当該対象物等の所在地を併記する。）、法人の名称及び代表者（例：「代表取締役」等）の氏名を記載すること。

イ 自然人の場合は、本籍、住所（居所）、氏名、生年月日及び職業を記載すること。

ウ 被告発人が複数いる場合は、甲、乙、丙と表示し、以下これを引用すること。

(2) 罪名及び適用法条

ア 罪名は、消防法（昭和23年法律第186号）違反又は船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）違反とすること。

イ 適用法条は、当該違反に関連する条項（政令、条例等の基準があれば、これを括弧書きする。）及び罰則条項を記載し、違反事項が多い場合は、「別表のとおり」と記載し、当該別表に適用法条を記載すること。

なお、法人を告発する場合は、両罰規定を併記すること。

(3) 犯罪の事実

法人の業務内容又は自然人の地位、職務内容、経歴等及び自然人の違反行為の日時、場所、違反内容（罰条を構成する事実）を記載すること。

(4) 証拠となるべき資料

ア 共通的资料

(ア) 違反調査報告書（案内図、付近図、状況図、現場写真等を含む。）

(イ) 実況見分調書

- (ウ) 質問調書
- (エ) 指導資料（通知書、警告書等）
- (オ) 関係者等の答申書又は始末書
- (カ) 火災等の災害があった場合の調査関係資料
- (キ) 陳情書又は投書等
- (ク) 違反者の住民票抄本
- (ケ) 法人の商業登記簿謄本
- (コ) その他必要と認める資料

イ 命令違反固有の資料

- (ア) 命令の要件となる事実の物証又は書証
- (イ) 命令書及び受領書
- (ウ) 聴聞調書等又は弁明書

ウ 規定違反固有の資料

違反事実に関する物証又は書証

(5) 犯罪の情状

違反の危険性、法令違反の認識、当該違反の繰り返し状況等悪しき情状について記載すること。

(6) 意見

処罰を必要とする理由を記載するとともに、処罰を求める場合は、「厳しく処分していただきたい」、「応分の処分相成りたい」又は「然るべく処分願いたい」の例により記載すること。

(7) 参考資料

例えば、危険物の性情、消防用設備等の形状、機能、火災事例等のように検察官の処分決定上参考となると思われる事項を記載すること。

3 資料の編てつ

- (1) 告発書に添付する資料は、一定の順序に従って編てつし、その編てつ順序に従って当該書類に丁数を付し、書類目録に記載すること。
- (2) 編てつの順序は、概ね違反調査報告書、実況見分調書、違反現場関係図面、供述調書、質問調書、犯罪事実の証拠資料、情状の認定資料、その他参考資料、住民票等の他の行政機関において認定した資料の順とする。

別表第1 船橋市消防局違反処理基準(第15条関係)

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
① 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物の活動で火災の予防に危険であると認められるもの又は消火、避難	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の他にこれらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備(法第3条)				<p>【事例】 (行為の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火花を発する行為を、可燃性蒸気(ベーパー)が発生又は滞留している場所(塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等)で行っているもの (禁止、消火の準備) ○工事現場などで、不燃シート等で建築物の木(造)部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの (たき火の禁止) ○たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの <p>注 たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態 イ 継続的なたき火による炭化 <p>(行為の禁止、消火の準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末(法第3条)				

		<p>3 危険物 又は放置され、若しくは みだりに存置された燃 焼のおそれのある物件</p>	<p>物件の除去その他 の処理 (法第3 条)</p>					<p>【事例】 (危険物の除去) ○屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れ ベーパーが発生しているもの (物件の除去) ○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの ○少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの 注 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、 管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が 現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされ ていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理 由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。 【履行期限】 原則、即時</p>
		<p>4 放置され、若しくは みだりに存置された物件</p>	<p>物件の整理又は除 去(法第 3条)</p>					<p>【事例】 (物件の除去、整理) ○避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に 通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 ○敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の 物品の放置 【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等		
② 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの		1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 （改修命令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ○ 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ○ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ○ ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの ○ 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが、設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの （工事の停止又は中止命令） ○ 塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 ・ 工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

		<p>2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	<p>【事例】 ○防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの イ 機能不良（自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し） ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの ○堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの ○配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの ○避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの カ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの 注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤防火管理関係違反」で処理する。 注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。 【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>
--	--	-------------------------------------	-----------	-------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	--

		<p>3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	<p>【事例】 ○防火性能を有する防火対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。 ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの 【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>
		<p>4 その他火災予防上必要があると認める場合</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等 （法第5条の2・第1項第1号）					<p>【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項、第8条の2第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合</p> <p>○法第17条の4第1項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>○法第17条の4第1項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p>

							<p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>2 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第2号)</p>						<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの） ○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの ○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>

		警 告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第2号)			<p>【事例】</p> <p>○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの (入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等) <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの</p> <p>ウ 主要構造部の構造が構造不適切なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p> <p>注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。</p> <p>注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>
--	--	-----	------------	----------------------------	--	--	--

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）		<p>【事例】 （行為の禁止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの（物件の使用禁止） ○可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの（行為の禁止） ○修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの（物件の使用停止） ○ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）		<p>【事例】 （残火の始末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>

		3 危険物 又は放置さ れ、若しくは みだりに存 置された燃 焼のおそれ のある物件	物件の除 去その他 の処理 (法第5 条の3)	一次措置 が不履行 で、かつ、 ③の適用 要件に該 当する場 合	③の一次 措置によ る(法第 5条の 2)			<p>【事例】 (物件の除去)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの ○階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 ・大量な化繊の衣装 ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 ○使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの <p>注1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。(「備考 違反処理基準の運用 5」参照)</p> <p>注2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由(荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等)があると認められない状態にあることをいう。</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
--	--	--	-------------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--

		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記3の物件を除く)	物件の整理又は除去(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による(法第5条の2)			<p>【事例】 (物件の整理、除去)</p> ○物件が存置されていることにより、一人できえ通行することが困難なもの
								○上記のほか、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・防火戸の閉鎖障害となる物件存置 ・特別避難階段附室、非常用エレベータ附室の消防活動の障害となる物件存置 ・非常用出入口の障害となる物件存置 ・屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置 注 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。(「備考 違反処理基準の運用 5」参照) <p>【履行期限】 原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注2 防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、船橋市内における直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
	2 防火管理業務不適正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【履行期限】 2週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）</p>
	消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 ○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）</p>

		消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○消火・避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>
		消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。</p> <p>【事例】</p> <p>○消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。</p> <p>注1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには正されていない場合は、「⑧消防用設備等に関する基準違反」により処理する。</p> <p>注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。</p> <p>【履行期限】</p> <p>・点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する。</p>
	火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気の器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの</p> <p>○天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの</p> <p>注 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、③（法第5条の2）の措置による。</p> <p>【履行期限】</p> <p>1ヶ月以内</p>

		指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○劇場等その他消防局長が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの</p> <p>注 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの</p> <p>○堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの</p> <p>○階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの</p> <p>○出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの</p> <p>注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。</p> <p>注2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】</p> <p>2週間以内</p>
		劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <p>○劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「③防火対象物における火災予防危険行為等（その2）」により処理する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑥ 統括防火管理関係違反（法第八条の二）	1 統括防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条の2第5項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。
	2 統括防火管理業務不適正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
	全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	【事例】 自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。）
全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。）	

		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	<p>【事例】 共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの ○ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ○ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの <p>注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。</p> <p>注2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】 2週間以内</p>
--	--	------------------------	----	------------	-------------------	----------------------------	----------------	--

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑦ 防火対象物点検報告 (法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の2第4項）					【事例】 ○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの 【履行期限】 原則、即時
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の3第8項）					【適用要件の意義】 ①防火対象物点検報告義務対象物であるもの ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの 【履行期限】 なし
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）					【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし

<p>2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの</p>	<p>法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）</p>					<p>【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし 事例／履行期限等</p>
<p>3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの</p>						

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）	自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第8条の2の5第3項）	二次措置が不履行で、かつ③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	<p>注1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
第⑨ 第一項又は第三項） 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条）	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【措置対象】</p> <p>○技術基準に従って設置されていないと認めるもの</p> <p>ア 全体に未設置</p> <p>イ 一部未設置のうち、階又は対象物の過半にわたるもの</p> <p>○技術基準に従って維持されていないと認めるもの</p> <p>ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの</p> <p>イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり未警戒となっている場合</p> <p>ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合</p> <p>エ 非常電源が設置されていないもの</p> <p>注1 ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。</p> <p>注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。</p> <p>【履行期限】</p> <p>工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。</p> <p>1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果</p> <p>全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内 延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内 延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内

2 業者が試算した工事日数例

(例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

(例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

(例3) RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓 (例1)	30日	2ヶ月
屋内消火栓 (例2)	30日	3ヶ月
屋内消火栓 (例3)	40日	4ヶ月
スプリンクラー (例1)	30日	4ヶ月
スプリンクラー (例2)	30日	5ヶ月
スプリンクラー (例3)	40日	8ヶ月
自動火災報知設備 (例1)	30日	2ヶ月
自動火災報知設備 (例2)	30日	3ヶ月
自動火災報知設備 (例3)	40日	5ヶ月

(例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル（パチンコ、カラオケ）全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑩ 防災管理関係違反 (法第三十六条第一項において準用する法八条第一項)	防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第3項)			<p>1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、船橋市内又は近隣市町村等の直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
	2 防災管理業務不適正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)			<p>【履行期限】 2週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする。）</p>

2 防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）			<p>【事例】 ○防災管理上必要な教育等計画の内容が事態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。）</p>
	避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）			<p>【事例】 ○避難訓練を1年以上実施していないもの</p> <p>【履行期限】 1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑪ 統括防災管理関係 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二)	1 統括防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)			注 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。
	2 統括防災管理業務不適正 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)
	2 統括防災管理業務不適正 防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)			【事例】 ○防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間から1ヶ月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑫ （法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三） 防災管理点検報告	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【事例】</p> <p>○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>

<p>2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの</p>						
<p>3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの</p>						
<p>防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの</p>	<p>表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）</p>					<p>【適用要件の意義】 ①防災管理対象物であるもの ②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの 【履行期限】 なし</p>

	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	事例／履行期限等
⑬ 防災管理点検報告（法第三十六条第五項において準用する法第八条の二の二）	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの</p> <p>②防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの</p> <p>【履行期限】 なし</p>
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項）					<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であることのもの</p> <p>②法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふされているもの</p> <p>【履行期限】 なし</p>

備考 違反処理基準の運用

- ①から④は、措置命令ごとに、⑤から⑬は、技術的基準に違反しているもので措置命令を発する場合を取り上げている。
- 「事例」欄は、違反処理すべき事案の基準となる事案として代表的な事例を示す。
- 履行期限が到来したものは、速やかに次の段階の措置へ移行する。
- 事象ごとに措置命令に係る規定の趣旨に照らして適切な措置を選択する必要がある、次の例を参考にして処理する。

(1) 階段の管理

【ケース 1】 防火戸の維持管理不備

○防火戸をくさびで閉鎖できなくしているもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース 2】 階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行可能

○階段の出入口に近接して椅子、テーブル等の物件が存置され通行可能なもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース 3】 階段での避難に支障となる物件の存置 + 通行不可

○階段に物件が存置されていることにより、一人ですえ通行することが困難なもの

物件の除去命令（参照基準④・4 法第5条の3）

【ケース 4】 階段での延焼媒体となる可燃物の存置

○階段室を倉庫代わりに使用し、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物が存置されているもの

物件の除去命令（参照基準④・3 法第5条の3）

【ケース 5】 階段での延焼媒体となる可燃物の存置 + 堅穴区画の防火戸撤去 + 避難器具未設置

○小規模雑居ビルで階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

使用禁止命令等（参照基準③・2 法第5条の2）

(2) 火を使用する設備、器具等の管理

【ケース 1】 条例の基準不適（管理）

○火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース2】 条例の基準不適（構造）

○厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの

改修命令（参照基準②・1 法第5条）

【ケース3】 火気設備等の使用に際し、火災の予防に危険であると認めるもの

○可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの

使用の禁止（参照基準④・1 法第5条の3）

【ケース4】 炭化が発生しているもの

○火気使用設備の炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

使用の停止（参照基準④・1 法第5条の3）

○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの

火気設備使用停止命令（参照基準③・2 法第5条の2）

(3) 消防用設備等の維持管理

【ケース1】 点検未実施

○自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の消防計画に定める消防用設備又は特殊消防用設備の点検が実施されていないもの

防火管理業務適正執行命令（参照基準⑤・2 法第8条4項）

【ケース2】 未設置

○自動火災報知設備が階の全般に未設置のもの

消防用設備等の設置命令（参照基準⑧ 法第17条の4第1項）

【ケース3】 消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

○階段が複数ある防火対象物の一の階段において、自動火災報知設備が未設置（未警戒）であり、一部防火戸が撤去されているもの

防火戸の改修命令及び消防用設備等の設置命令（参照基準②・2及び⑧ 法第5条及び法第17条の4）

【ケース4】 消防用設備等が未設置であり他の法令違反が併存するもの

○百貨店において、自動火災報知設備が機能不良により大部分が未警戒となっており、階段の区画が全く機能しておらず、かつ、著しく定員を超えているもの

使用禁止命令等（参照基準③・2 法第5条の2）

(4) その他

【ケース1】 開口部の閉塞+排煙設備・非常用照明装置の未設置

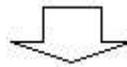
○個室型店舗等で改装等により開口部が塞がれ、排煙設備及び非常用の照明装置が設置されていないもの

5 再三の繰り返し違反等、適切な防火管理業務が継続して行われないものに対しては、管理権原者に対し、防火管理業務が法令の規定及び消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきものとして法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令等を次の例により措置するものとする。

(1) 防火管理業務適正執行命令の具体的内容（例）

①繰り返し違反の原因の究明

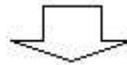
管理権原者の立場から、繰り返し違反が行われる原因を検証するもの。



②再発防止のための消防計画の見直し又は改善計画書の提出

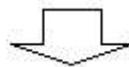
管理権原者が繰り返し違反の原因を検証した結果を踏まえ、防火管理者に内容を見直した消防計画の作成を行わせるとともに、これを提出させ、又は、管理権原者により改善計画書を作成し、これを提出するもの。

例えば、社内管理体制の構築、日常点検におけるチェックリストの活用などチェック体制の見直し、その他の必要な措置



③従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置

防火管理者に、従業員に対する防火管理意識の徹底等を図るための教育を実施させるもの、その他消防訓練の実施等必要な措置を講じさせるもの。



④見直した消防計画等の確実な実施

見直した消防計画又は改善計画書に基づく適正な消防計画の確実な実施について防火管理者に行わせるもの、その他管理権原者において防火管理者に対する適切な指示・指導を行い監督するもの。

(2) 法第4条による報告徴収

(1)の防火管理業務適正執行命令とあわせて、法第4条第1項による報告徴収を活用して、見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について報告を求める。

[報告徴収を求める内容]

見直した消防計画又は改善計画書に従った防火管理業務の実施状況について、見直した消防計画等の提出後、一定期間、定期的に報告させることとする。

この場合、報告を求める期間は、事案に応じて、例えば6か月間又は1年間など必要な期間、また、報告を求める時期は、例えば1か月毎又は四半期ごとなど合理的な期間を設定するものとする。

なお、防火管理業務の実施状況の報告を求める方法は、事例に応じ、行政指導により対応する場合もあるものとする。

(3) 立入検査による履行確認

(1)の防火管理業務適正執行命令の履行として、見直した消防計画等の提出や従業員に対する防火管理教育の実施その他の必要な措置等の報告があった場合には、立入検査を実施し、命令の履行状況の確認を行うものとする。

また、報告徴収を求めている期間については、防火管理業務の適正執行状況を確認するため、必要に応じ、適宜無通告等による立入検査を効果的に行うものとする。

別表第2 違反処理基準（第15条関係）

違反処理基準は、違反処理を厳正公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、許可の取消しへの移行基準及び履行期限の判断を具体的事例を挙げて示したものである。なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下記を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置		
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1	危険物の無許可貯蔵又は取扱い (法第10条第1項)	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの	除去命令又は禁止命令 (法第16条の6)					
		1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの						
		製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第16条の6)			
2	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反 (法第10条第3項)	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)			
		製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、あふれ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項・第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)	
		法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第11条の5第1項・第2項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)	
<p>事例、履行期限等</p> <p>1 本欄は製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする。 2 製造所等において当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある。 (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの 【履行期限】 ・原則、即時</p> <p>本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。 【履行期限】 ・原則、即時</p> <p>1 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれが大きい等のもの 【履行期限】 ・改修、転移、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p> <p>1 第三次措置は基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険が大きいもの 2 本欄は、災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。 3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続上の違反については、本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。 【履行期限】 ・改修、転移、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</p>								

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
3	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更(法第11条第1項)	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第1号)
4	製造所等の完成検査前使用(法第11条第5項)	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第2号)	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第2号)
5	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反(法第12条第1項)	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令(法第12条第2項)	基準適合命令不履行	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)
		法第10条第4項の基準に適合しないもの(上欄の場合を除く)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)
6	製造所等の緊急使用停止等(法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令(法第12条の3第1項)				

事例、履行期限等
<p>1 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
<p>1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。</p> <p>2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、即時
<p>1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。</p> <p>該当する事例としては、次のような場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの 配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの <p>2 過去に第二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、即時
<p>1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
<p>1 本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、即時

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
7	製造所等における危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項・第3項)	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のものです、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第3号)		
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				
8	危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)		
		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)
9	予防規程未作成等(法第14条の2)	予防規程を作成していないもの	警告				
		予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(法第14条の2第3項)		

事例、履行期限等
<p>1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であることを問わない。</p> <p>2 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
<p>1 無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。
<p>1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。</p> <p>2 危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例として、次のような場合がある。</p> <p>(1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合</p> <p>(2) 職制等の事情から保安監督業務を行い得ない場合</p> <p>(3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者</p> <p>(4) 遵法精神が著しく欠如している場合</p> <p>(5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合</p> <p>また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
<p>1 予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
<p>1 本欄に該当する事例としては、予防規程の内容が法第10条第3項に適合していない場合、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
10	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施(法第14条の3第1項、第2項)	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第4号)
11	製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のものうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				
12	危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告				

事例、履行期限等
<p>1 危険物施設の許可取消しの要件は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可を受けずに危険物施設の位置、構造及び設備を変更したとき (2) 完成検査の前に、危険物施設を使用したとき (3) 危険物施設の位置、構造及び設備に係る措置命令に違反したとき (4) 保安検査に関する規定に違反したとき (5) 定期点検に関する規定に違反したとき <p>2 許可の取消しは、関係者の既得権益を剥離するものでもあるので、その権限行使に当たっては、裁量権の濫用をわたることのないよう適切な行使に努める必要がある。</p> <p>3 上記(4)又は(5)に該当するものとして危険物施設の許可を取り消すことができる場合としては、原則として次に掲げる場合が考えられる。</p> <p>ア 法第12条の2第1項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき。</p> <p>イ 同項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じ、危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った上記(4)又は(5)に該当する事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき。</p> <p>ウ 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が同法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、同法第12条の2第1項の規定に基づく危険物施設の使用の停止の命令のみでは不十分と判断されるとき。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安検査、定期点検、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
<p>1 二次措置として、法第16条の5第1項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。また、違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、即時
<p>1 違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

違反項目等		一次措置		二次措置		三次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
13	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告				
14	製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等の際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）				

事例、履行期限等
<p>1 本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、即時
<p>1 本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、即時

少量危険物関係

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
少量危険物貯蔵 取扱所の貯蔵・ 取扱基準違反 (法第9条の 3、条例第30 条、第31条)	みだりな火気の使用、危険物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令(法第5条の2、第5条の3)				
	位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令(法第5条の2、第5条の3)		

事例、履行期限等
<p>1 本項に該当する事例として、塗装工場の可燃性蒸気が発生又は滞留するおそれのある場所で溶接機器等を使用している等</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、即時
<p>1 本欄に該当する事例として、次のような場合がある。</p> <p>(1) ボイラー室等の壁、柱、床又は天井が、不燃材料で造られ又はおおわれていないもの</p> <p>(2) 燃料タンクのプロトスイッチが破損又は故障しているもの</p> <p>(3) 吹付塗装室と作業場が耐火上有効な隔壁で区画されていないもの</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

指定可燃物関係

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
指定可燃物貯蔵 取扱所の貯蔵・ 取扱基準違反 (法第9条の 3、条例第33 条、第34条)	みだりな火気の使用、指定可燃物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	除去命令又は使用停止命令(法第5条の2、第5条の3)				
	位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、災害発生危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令又は使用停止命令(法第5条の2、第5条の3)		

事例、履行期限等
<p>1 本項に該当する事例として、指定可燃物貯蔵所の近傍で工事が行われ、エンジンカッター等の火花が周囲に拡散している等の場合がある。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、即時
<p>1 本欄に該当する事例として、次のような場合がある。</p> <p>(1) 条例別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を貯蔵している屋内の壁、柱、床又は天井が不燃材料で造られ又はおおわれていないもの</p> <p>(2) 可燃性液体類等を収納した容器を高さ4mを超えて積み重ねているもの</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

別表第3（第27条関係）

告発基準

告発要件	違反事項
<p>1 防火対象物に対する使用禁止、停止又は制限に係る命令に違反して、防火対象物を使用している場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物に対する使用禁止、停止又は制限に係る命令違反 (法第5条の2)
<p>2 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備その他の消防用設備等の設置・維持命令違反又は特殊消防用設備等の設置・維持命令違反があり、違反の内容、程度及び防火対象物の用途、規模、構造等から火災発生時の人命危険が大である場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等の設置、維持命令違反 (法第17条の4第1項、第2項)
<p>3 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は特殊消防用設備等の点検報告が未報告であり、繰り返し違反等の悪質性があり、かつ、違反の内容、程度及び防火対象物の用途、規模等から火災発生時の人命危険が大である場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検未報告 (法第17条の3の3)
<p>4 危険物の無許可貯蔵・取扱い、危険物の貯蔵・取扱い基準違反、危険物の運搬基準違反に起因した火災、危険物の流出、爆発等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した災害で、次の各号の一に該当する場合</p> <p>(1) 消防対象物を全焼又は全壊させた場合</p> <p>(2) 死者又は重傷者が発生した場合</p> <p>(3) 指定数量以上の危険物が流出し、火災発生危険が認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の無許可貯蔵・取扱い (法第10条第1項) ・ 危険物の貯蔵・取扱い基準違反 (法第10条第3項) ・ 危険物の運搬基準違反 (法第16条)
<p>5 要件4、(1)から(3)までに該当しないが社会的影響が大きいと予測された場合</p>	
<p>6 少量危険物貯蔵・取扱い基準遵守義務違反に起因した火災、危険物の流出、爆発等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した災害で、社会的影響が大きいと予測された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少量危険物の貯蔵・取扱い基準遵守義務違反 (条例第30条、第31条)

告発要件	違反事項
<p>7 危険物の無許可貯蔵・取扱いに係る品名、数量、貯蔵、取扱いの態様又は周囲の環境等から出火危険、延焼拡大危険、火災による人命危険が認められるもので次の各号の一に該当する場合</p> <p>(1) 貯蔵・取扱いが指定数量の30倍以上の場合</p> <p>(2) 貯蔵・取扱いが指定数量の20倍以上30倍未満で次の各号の一に該当する場合</p> <p>ア 開放容器における貯蔵・取扱い</p> <p>イ 裸火を使用している場所における貯蔵・取扱い</p> <p>ウ 吹き付け塗装を行っている場所における貯蔵・取扱い</p> <p>エ 住宅街等の密集地における貯蔵・取扱い</p> <p>(3) 貯蔵・取扱いが指定数量の15倍以上20倍未満の場合</p> <p>(4) 貯蔵・取扱いが指定数量の10倍以上15倍未満で次の各号の一に該当する場合</p> <p>ア 開放容器における貯蔵・取扱い</p> <p>イ 裸火を使用している場所における貯蔵・取扱い</p> <p>ウ 吹き付け塗装を行っている場所における貯蔵・取扱い</p> <p>エ 住宅街等の密集地における貯蔵・取扱い</p> <p>(5) 繰り返し違反（過去1年以内に同種違反に係る除去命令等の行政処分を受けているものをいう。）の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の無許可貯蔵・取扱い（法第10条第1項）
<p>8 要件7、(1)から(5)に該当しないが社会的影響が大きいと予測された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の無許可貯蔵・取扱い（法第10条第1項）
<p>9 危険物の無資格移送が現認されたもので、繰り返し違反等が認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物取扱者無乗車の危険物移送（法第16条の2第1項）
<p>10 危険物の無資格移送が現認された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物取扱者無乗車の危険物移送（法第16条の2第1項）

告発要件	違反事項
<p>11 次の各号の一に該当する命令違反があり、告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p> <p>(1) 製造所等の応急措置命令違反</p> <p>(2) 製造所等の使用停止命令違反</p> <p>(3) 製造所等の緊急使用停止命令違反</p> <p>(4) 危険物の除去命令違反</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造所等の応急措置命令違反 (法第16条の3第3項、第4項) ・ 製造所等の使用停止命令違反 (法第12条の2第2項) ・ 製造所等の緊急使用停止命令違反 (法第12条の3第1項) ・ 危険物の除去命令違反 (法第16条の6第1項)
<p>12 次の各号の一に該当する違反が現認されたもので、繰り返し違反等の悪質性があり告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p> <p>(1) 保安監督業務不履行</p> <p>(2) 無資格者による危険物取扱い</p> <p>(3) 無資格者による消防用設備等の工事・整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安監督業務不履行 (法第13条第1項) ・ 無資格者による危険物取扱い (法第13条第3項) ・ 無資格者による消防用設備等の工事整備 (法第17条の5)
<p>13 立入検査の拒否等に悪質な行為の繰り返しがあるもので、告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査の拒否 (法第4条、法第16条の5)
<p>14 上記以外に命令不履行の事実があり、告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p>	
<p>15 その他罰則規定を有する法令違反で告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p>	

第1号様式

第 号
年 月 日

査察員派遣要請書

様

消防署長

船橋市消防局予防査察規程 の規定に基づき、次のとおり査察員の派遣を
要請します。

理 由	
派 遣 日 時	
集 合 場 所	
必 要 人 員	
その他必要な事項	

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市 消防署長

印

法令に適合しない防火対象物について（通知）

下記の防火対象物について、 年 月 日消防法第 条第 項に基づく
立入検査を実施したところ、 法令の規定に適合していない部分が認められますので、
貴職においてその是正措置について配慮されるよう通知します。

記

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 関 係 者
- 4 用 途
- 5 不適合内容

問い合わせ先

船橋市 消防署 係
担当
電話

第 号
年 月 日

火災予防関係事項照会書

様

船橋市 消防署長

印

火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法第35条の13の規定に基づき照会します。

記

照会事項

【照会消防署の所在地】

【担当者氏名】

第5号様式（その1）

質 問 調 書		
対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
<p style="text-align: center;">上記対象物について、本職が下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">階級・氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>供述者</p> <p style="padding-left: 20px;">住 所</p> <p style="padding-left: 20px;">職・氏名</p> <p style="padding-left: 20px;">生年月日 年 月 日生 (歳)</p>		
質問日時		<p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 開始</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 終了</p>

第5号様式（その2）

第6号様式

聴聞に係る調査書

平成 年 月 日

区分		許可の取消し ・ 認定の取消し ・ 解任命令		
違反者	住所 氏名		職業 生年月日	年 月 日 (歳)
	免許の種類		取得年月日	年 月 日
製造所等	設置者 住所 氏名		施設区分	
			設置許可日	年 月 日
	設置場所		許可番号	第 号
	許可品名等		対象物番号	
処分の理由となる事実				
聴聞	実施日	年 月 日		
	報告書の概要	1 聴聞の件名 2 当事者等の聴聞への出席者 3 当事者及び参加人の主張の概要 4 主宰者の意見の概要 5 その他必要な事項		
弁明書に対する意見				
意見				

- (注) 1 資料目録を作成して、聴聞調書等の聴聞手続に関する書類その他必要書類を添付すること。
- 2 製造所等欄は、免状返納命令の場合には追加の必要はない。
- 3 記載箇所不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

第7号様式

弁明に係る調査書

平成 年 月 日

予定される 命令事項				
関係者	住所		職業	
	氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
対象物等	所在		用途	
	名称		対象物番号	
	構造		規模	
命令(処分)の理由となる事実				
弁	弁明書提出日 又は実施日			
	弁明書提出者 又は出頭者			
明	弁明調査書の概要	1 弁明の件名		
		2 当事者及びその代理人の弁明の要旨		
		3 その他必要な事項		
弁明書に対する意見				
意見				

(注) 1 資料目録を作成して、弁明書等の弁明手続に関する書類その他必要書類を添付すること。

2 記載箇所に不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので 年 月 日消防法
に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

船橋市 消防署長

印

注意

- 1 この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

- 備考
- 1 公告する者は、当該防火対象物を所轄する消防署長とする。
 - 2 大きさは、縦42センチメートル、横29センチメートルから縦72センチメートル、横51センチメートル程度とする。
 - 3 色彩は、文字を黒色、地を白色とする。

消防法による命令の公告

危険物施設の所在地

危険物施設の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので 年 月 日消防法
に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

船橋市消防局長

印

注意

- 1 この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

- 備考
- 1 大きさは、縦42センチメートル、横29センチメートルから縦72センチメートル、横51センチメートル程度とする。
 - 2 色彩は、文字を黒色、地を白色とする。

第9号様式（その1）

年 月 日

船橋市 消防署長 あて

住所

氏名

保管物件返還請求書

下記の物件は、私の するものですので、返還するよう請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件を受領しました。

年 月 日

受領者 住所

氏名

第9号様式（その2）

年 月 日

船橋市消防局長 あて

住所
氏名

保管物件返還請求書

下記の物件は、私の するものですので、返還するよう請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件を受領しました。

年 月 日

受領者 住所
氏名

第10号様式（その1）

年 月 日

船橋市 消防署長 あて

住所
氏名

売却代金返還請求書

下記の物件は、私の するものですので、売却代金を返還するよう請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記金額を受領しました。

金 _____ 円
年 月 日

受領者 住所
氏名

第10号様式（その2）

年 月 日

船橋市消防局長 あて

住所
氏名

売却代金返還請求書

下記の物件は、私の するものですので、売却代金を返還するよう請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記金額を受領しました。

金 _____ 円
年 月 日

受領者 住所
氏名

船橋市船消 指令第 号
年 月 日

保 管 物 件 公 告

下記の物件は、
と認められたので、消防法第
に基づき
除去し、保管しました。つきましては、当該物件の所有者、管理者又は占有者は、すみやかに
消防署に申し出て下さい。申し出がない場合は、災害対策基本法第 6 4 条を準用
する消防法第 3 条第 3 項 (消防法第 5 条の 3 第 4 項) の規定により当該物件を売却する
ことがあります。

船橋市 消防署長

印

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の存置場所
- 4 除去した日時
- 5 保管の日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

船橋市船消 指令第 号
年 月 日

保管物件公告

下記の物件は、
と認められたので、消防法第
に基づき
除去し、保管しました。つきましては、当該物件の所有者、管理者又は占有者は、すみやかに
消防署に申し出て下さい。申し出がない場合は、災害対策基本法第64条を準用する消防法第3条第3項（消防法第5条の3第4項）の規定により当該物件を売却することがあります。

船橋市消防局長

印

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の存置場所
- 4 除去した日時
- 5 保管の日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

第13号様式（その1）

第 号
年 月 日

様

船橋市 消防署長

印

保管費用等納付命令書

年 月 日付船消 第 号の代執行令書による代執行費用を下記のとおり決定したので 年 月 日までに へ納入するよう行政代執行法第5条の規定に基づき命ずる。

なお、指定された期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収される。

記

金 _____ 円

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第13号様式（その2）

第 号
年 月 日

様

船橋市消防局長

印

保管費用等納付命令書

年 月 日付船消 第 号の代執行令書による代執行費用を下記のとおり決定したので 年 月 日までに へ納入するよう行政代執行法第5条の規定に基づき命ずる。

なお、指定された期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収される。

記

金 _____ 円

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

